

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

1 改正の趣旨

地方独立行政法人法の改正等により、監事の役割や権限、責任が大きくなっていることに加え、通常監事監査等の業務も増大している。

現行の規程における非常勤役員の報酬額は、理事と監事を区分せず5万円としているが、監事の権限や業務の増加に対応するため、理事と監事について区分し、監事の報酬額を月額8万円とすることとする。

2 改正の内容

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項を「非常勤役員報酬は、月額50,000円とする。」から「非常勤の役員の報酬は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事 月額 50,000円
- (2) 監事 月額 80,000円」に改める。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

3 施行期日

平成30年7月1日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(非常勤役員の報酬)</u></p> <p><u>第8条 非常勤の役員の報酬は、次に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 理事 月額 50,000 円</u></p> <p><u>(2) 監事 月額 80,000 円</u></p> <p>2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(非常勤役員の報酬)</u></p> <p><u>第8条 非常勤役員報酬は、月額 50,000 円とする。</u></p> <p>2 前項に定める額のほか、非常勤役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用に相当する額を支給することができる。</p> <p>第9条～第14条 (略)</p>